

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

開発途上国の「質の高い成長」の実現のためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、公正かつ安定的に運営される社会基盤が必要です。こうした基盤強化のため、途上国における自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和と安定、安全の確保が重要となります。

2-1 公正で包摂的な社会の実現のための支援

(1) 法制度整備支援・経済制度整備支援

経済社会基盤の整備とともに、法の支配の確立、グッドガバナンス（良い統治）の実現、民主化の促進・定着、基本的人権の尊重等が開発途上国の発展の礎いしづえとなります。この観点から、法令の整備や、法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や税金の適切な徴収と管理・執行、公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の人づくりも含めた経済制度整備支援が必要です。

■ 日本の取組

日本は、法制度・経済制度整備支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員の能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、バングラデシュ、東ティモール、ネパール、コートジボワールなどの国々で行っています。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、日本の「顔の見える開発協力」の一翼を担っています。

また、これにより途上国の法制度・経済制度が整備

されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、その意味でも重要な取組です。法制度・経済制度整備への支援は、日本のソフトパワーにより、アジアをはじめとする世界の成長を促進し、下支えするものです。

法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を通じて、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法実務家を対象に、毎年、国際研修（年2回）と国際高官セミナー（年1回）を実施しています。毎回、国連をはじめとする国際社会での重要課題を取り上げ、変化するグローバル社会への対応を図ってきました。春の国際研修では、主に犯罪防止や犯罪対策の問題を、秋の国際研修では、主に犯罪者の処遇の問題を、そして国際高官セミナーでは、広く刑事司法に関する問題を取り上げています。

ほかにも、法務省では、途上国における基本法令や経済法令の起草支援、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備および法曹人材育成の強化等の目的で、法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究、および専門家を派遣しての現地セミナー等を実施しています。具体的には、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インドネシア等のアジア諸国から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招聘し、各国のニーズに応じて、法案の起草や法曹育成などをテーマとして研修を実施したほか、日本から専門家を支援対象国に派遣して、現地でセミナー等を実施しました。

さらに、途上国のニーズに沿った支援を、能動的かつ積極的に推進していくため、その国の法制度や、その解釈・運用等に関する広範かつ基礎的な調査研究を実施して、効果的な支援の継続実施に努めています。

(2) ガバナンス支援（不正腐敗対策を含む）

開発途上国において、経済発展の過程で公務員が関与する贈収賄や横領などの汚職事件が発生すると、国家の健全な経済成長や公平な競争環境を妨げる要因ともなります。そこで援助国は、公正かつ安定した社会の実現のため、途上国における不正腐敗対策を含むガバナンス支援にも取り組む必要があります。

■ 日本の取組

日本は、国際社会における腐敗対策のための唯一の普遍的枠組みである国連腐敗防止条約の締約国として、同条約の事務局である国連薬物・犯罪事務所（UNODC）への協力を通じ、腐敗に関する法執行や、腐敗に脆弱な国に対する能力構築支援に積極的に関与してきました。2018年、日本は2016年及び2017年に引き続き約10万ドルをUNODCに拠出し、各国による腐敗防止策や腐敗に関する犯罪収益の返還に向けた協力等、国連腐敗防止条約の諸規定の実施状況を審査するレビュー・メカニズムの運営を支援するなど、国際的な腐敗対策における課題の特定と解決に貢献しています。

法務省では、UNAFEIを通じて、アジア・アフリカ諸国等の開発途上国の刑事司法実務家を対象に、「汚職撲滅のための効果的な刑事司法の実務、国際協力及び市民社会との連携」をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。同研修は、国際組織犯罪防止条約および国連腐敗防止条約上の重要論点からテーマを選出しており、各国における刑事司法の健全な発展と協力関係の強化に貢献しています。

ほかにも、東南アジア諸国における取組を支援するとともに、刑事司法・腐敗対策分野の人材育成に貢献することを目的として、2007年から、「東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を毎年1回開催しています。2018年は、ベト

ナム・ダナンで、「最新の汚職の地域的携行と刑事司法機関における効果的な施策」をテーマに開催しました。

(3) 民主化支援

統治と開発への国民の参加および人権の擁護と促進といった民主主義の基盤強化は、開発途上国の中長期的な安定と開発の促進にとって極めて重要な要素です。特に、民主化に向けて積極的に取り組んでいる開発途上国に対しては、開発協力大綱の原則の観点からも、これを積極的に支援し、選挙制度支援など民主化への動きを後押しすることが重要です。

■ 日本の取組

日本はカンボジアに対し、2018年2月、国民の意思が適切に反映された国政選挙の実施が極めて重要との認識の下、日本製の投票箱等の選挙用物品を供与しました。また、議会運営や選挙管理に携わる職員を対象に、民主主義のあり方に関する研修を行う一方で、法曹関係者を対象に、司法アクセス改善に向けた研修を実施しました。その他にも、2017年から、地方分権化を志すカンボジア内務省地方行政担当職員に対し、戦略・実施計画の策定や人材育成に関する技術協力支援を行っています。



カンボジア内務省の人材育成を担当する研修局の職員を対象に、講師養成研修を実施している様子（写真：JICA）

2-2 平和と安定、安全の確保のための支援

(1) 平和構築と難民・避難民支援

国際社会では、依然として民族・宗教・歴史などの違いによる対立を原因とした地域・国内紛争が問題となっています。紛争は、多数の難民や避難民を発生させ、人道問題や人権問題を引き起こします。また、長年にわたる開発努力の成果を損ない、大きな経済的損失をもたらします。そのため、紛争の予防、再発の防止や、持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた「平和構築」のための取組が国際社会全体の課題となっています。

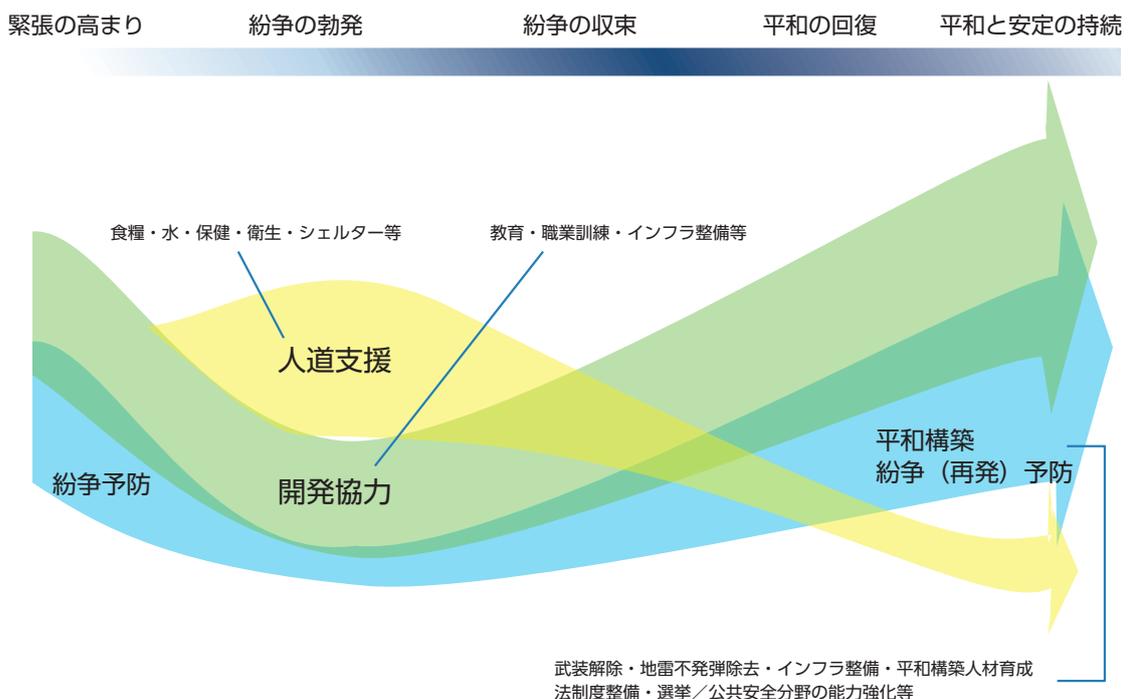
■ 日本の取組

2005年に設立された国際連合平和構築委員会などの場において、紛争の解決から復旧、復興または国づくりに至るまでの一貫した支援に関する議論が行われており、日本も国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、活発な取組を実施しています。2016年には、岸田外務大臣（当時）がニューヨークにおいて、「アフリカにおける平和構築」に関する国際連合安全保障理事会（安保理）公開討論の議長を務めるとともに、平和構築基金プレッジング会合において、日

本は当面1,000万ドル規模の拠出を目指す旨を表明しました。これまで日本は、平和構築基金に5,050万ドルを拠出しています。2018年2月には、「平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書」が公表され、平和構築のための資金調達の強化、国連平和構築委員会（PBC）の活動および政策の一貫性の向上、国連のリーダーシップ・説明責任やキャパシティの強化、および国際機関や市民社会とのパートナーシップの強化などを目的とした様々な提案がなされました。同報告書を踏まえ、同年4月には、「平和構築及び平和の持続に関するハイレベル会合」が開催され、日本は平和構築分野における事務総長のイニシアティブを支持する旨を表明しました。

また、日本は、紛争下における難民・避難民の支援や食料支援、和平（政治）プロセスに向けた選挙の支援などを行っています。このほか、紛争の終結後は、平和が定着するように、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）への取組を支援し、治安部門を再建させ、国内の安定・治安の確保のための支援を行っています。加えて、難民・避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラ（経済社会基盤）の復旧など、復興のための支援も行っています。さらに、平和

ODAによる平和構築支援



人道と開発と平和の連携により、紛争の根本原因に対処

が定着し、紛争が再発しないようにするため、日本は、その国の行政・司法・警察の機能を強化するとともに、経済インフラや制度整備を支援し、保健や教育といった社会分野での取組を進めています。これらの取組においては、平和構築における女性の役割の重要性に最大限配慮しています。このような支援を継ぎ目なく行うため、日本は、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、技術協力や円借款といった支援を組み合わせ対応しています。

さらに、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動と開発協力との連携を強化していくことが開発協力大綱に掲げられています。国連PKOなどの現場では、紛争の影響を受けた避難民や女性・子どもの保護、基礎的インフラの整備などの取組が多く行われており、その効果を最大化するために、このような連携を推進することが引き続き重要です。

● 難民・避難民支援

シリアやバングラデシュ、ミャンマーなどの情勢を受け、2017年末には世界の難民・避難民等の数が第二次世界大戦後最大規模となり、人道状況が厳しさを増しています。人間の安全保障の観点から、日本は、最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、一人ひとりが再び自らの足で立ち上げられるような自立支援のため、難民・避難民支援を含む人道支援を行っています。

具体的には、日本は主に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国際移住機関（IOM）をはじめとした国際機関と連携して、シェルター、食料、基礎的な生活に必要な物資等の支援を、世界各地の難民・避難民に対して継続的に実施しています。また日本は、国連世界食糧計画（WFP）、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）、赤十字国際委員会（ICRC）などの国際機関等と連携することにより、治安上危険な地域においても、それぞれの機関が持つ専門性や調整能力等を活用し、難民等への支援を実施しています。

こうした国際機関を通じた難民支援を行う際、日本の開発協力実施機関であるJICAや、民間企業との連携を図ることにより、目に見える支援の実施に努めています。たとえば、UNHCRが行う難民支援においては、JICAと連携し、緊急支援と復興支援を連携させた支援を実施しています。ほかに、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急

人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」（110ページ「イ. 日本のNGOとの連携」を参照）が難民・避難民支援を行っており、2018年には、イエメン人道危機対応支援、イラク・シリア人道危機対応、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン支援、アフガニスタン人道危機対応支援、ミャンマー避難民人道支援などを実施しました。

また、日本は、人道危機が発生した初期の段階から、緊急に必要とされる「人道支援」と並行して、中長期的な視点の下に自立を後押しする「開発協力」を行うこと（「人道と開発の連携」）を推進しています。これは、難民や避難民が再び人道支援を必要とする状況に陥ることを防ぐ観点から極めて重要です。さらに、長期化および深刻化する人道危機に対処するに当たっては、「人道と開発の連携」に加え、紛争の根本原因への対処を抜本的に強化することが必要です。これを実現するため、日本は、「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視しており、紛争による人道危機が発生している国・地域では、「平和構築や紛争再発を予防する支援」や「貧困削減・経済開発支援」を継ぎ目なく展開しています。

具体的事例：ミャンマー・ラカイン州避難民への人道支援

ミャンマー・ラカイン州北部において、2017年8月にアラカン・ロヒンジャ救世軍（ARSA）による治安部隊に対する襲撃、ミャンマー治安部隊による掃討作戦およびその後の情勢不安定化により、約70万人が避難民としてバングラデシュ南東部に流出しました。同地域のキャンプで生活する避難民の人道状況は悪化し、また、流入地域周辺のホストコミュニティ（避難民受け入れ地域）の生活環境にも深刻な影響を及ぼしています。

この状況を受けて日本は、バングラデシュ側では、2017年10月以降、日本のNGOによる支援として、特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」を通じて生活に必要な物資の配布、衛生環境の改善、医療提供、女性および子どもの保護等に取り組んでいます。また、2018年2月、国際機関やNGOを通じた水・衛生、保健・医療、教育等の避難民およびホストコミュニティの生活環境改善のための支援を決定し、UNICEFを通じて、バングラデシュ



2018年3月、堀井巖政務官（当時）が、バングラデシュ国内のコックスバザール県ウキア郡クトゥパロン地区およびバルカリ地区の避難民仮設キャンプを訪問・視察した様子

におけるミャンマーからの避難民に対し、新規水源の確保、既存水源の改修、トイレの設置等の支援を行っています。さらに2019年1月には、WFPと連携して、避難民への食糧支援およびホストコミュニティを含むバングラデシュの小規模農家への生計向上支援を

行う無償資金協力事業の実施を決定しました。

ミャンマー側では、2018年1月に避難民の帰還環境整備のための支援を決定し、住宅やコミュニティセンターの建設が開始されたほか、2月には、国際機関を通じた食料、栄養、保健衛生等の支援を決定しました。

今後も日本は、人道状況の改善、および安全で自発的かつ尊厳のある避難民帰還の実現に向けた環境整備のため、両国における支援を継続していきます。



2018年1月に河野太郎外務大臣がミャンマーを訪問し、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外務大臣と会談および共同記者会見を行った。

● 社会的弱者の保護と参画

紛争・地雷等による障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員、避難民等の社会的弱者は、紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から日本政府は、避難民への支援として、日本のNGOであるチェルノブイリ連帯基金(JCF)とともに、イラク・クルド自治区エルビル県において、現地医師への投薬指導や医療機材の供与等を通じ、避難民の健康・保健サービスの向上を支援しました。また、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワーメントのため、日本は国連児童基金(UNICEF)を通じた支援を行っており、たとえば中央アフリカにおいては、UNICEFを通じて「武装グループからの子どもの解放及び社会統合支援」事業に拠出しています。

● 社会・人的資本の復興

日本は、紛争当事国が復興または国づくりに至るまでの間に、新たな紛争を助長せず、また、新たな紛争の要因を取り除く観点から、社会資本の復興、経済活動に参加する人的資本の復興を支援しています。

社会資本の復興に関しては、とりわけ、①生活インフラの整備、②運輸交通・電力・通信網の整備、③保健医療システムの機能強化、④教育システムの機能強化、⑤食料の安定供給を図っています。人的資本の復興については、中長期的な経済開発に向けた支援を可能な限り組み合わせつつ、経済環境整備を図るとともに、失業の増大等による社会不安を未然に防ぐことなどを念頭に、生計向上、雇用機会拡大を図っています。

● 対人地雷・不発弾対策および小型武器対策

かつて紛争があった国や地域には対人地雷や不発弾が未だに残るとともに、非合法的な小型武器が現在も広く使われています。これらは一般市民等に対して無差別に被害を与え、復興と開発活動を妨げるだけでなく、対立関係を深刻にする要因にもなります。対人地雷や不発弾の処理、小型武器の適切な管理、地雷被害者の支援や能力強化などを通じて、こうした国々を安定させ、治安を確保するための持続的な協力を行っていくことが重要です。

日本は、「対人地雷禁止条約」および「クラスター

弾に関する条約」の締約国として、人道と開発と平和の連携の観点から、リスク低減教育等の予防的な取組を通じた国際協力も着実に進んでいます。たとえば、カンボジア地雷対策センター(CMAC)では、設備支援にとどまらず、地雷廃棄処理の教育課程の支援、地雷廃棄処理教育の基盤づくりを支援し、ここで教育を受けた職員は、カンボジア国内外において地雷処理技術の普及に取り組んでいます。さらには、コロンビア等他国の地雷対策職員の研修場所としても機能するなど、南南協力も実現しています。

また、アフガニスタンにおいては、特定非営利活動法人「難民を助ける会(AAR Japan)」が、地雷、不発弾等の危険性と適切な回避方法の普及を目的とした教育事業を実施しています。AAR Japanは2009年度から、日本NGO連携無償資金協力やジャパン・プラットフォーム(JPF)事業を通じて、アフガニスタンにおいて教材の開発や講習会等を通じた地雷回避教育を行っているほか、地域住民が自ら回避教育を行えるよう指導員の育成などを行っており、住民への啓発活動が進んできています。

このほか、不発弾の被害が特に大きいラオスにおいて、主に不発弾専門家の派遣、機材供与、南南協力が行われてきており、日本は、不発弾処理機関の能力向上支援のほか、特に不発弾の被害が大きい貧困地域であるセコン県、サラワン県およびチャンパサック県において灌木除去の機械化および前進拠点の整備を行うとともに、不発弾廃棄後の土地の開発支援を行っています。

日本は、こうした二国間支援に加え、国際機関を通じた地雷対策も積極的に行っています。2018年には、アフガニスタン、イラク、シリア、南スーダン、スーダン、コンゴ民主共和国に対して、国連PKO局地雷対策サービス部(UNMAS)を通じた地雷・不発弾対策支援(除去・危険回避教育等)を行ってきました。また、国連開発計画(UNDP)経由で、ベナンの紛争後地域の地雷・不発弾処理訓練センター(CPAD)において、中西部アフリカ向けの地雷処理訓練の強化も支援しています。ほかにも、地雷回避教育支援として日本は、UNICEF経由で、2015年以降、パレスチナ、イエメン、中央アフリカ、チャド、南スーダン、イラク、ウクライナにおいて支援を実施しました。また、赤十字国際委員会(ICRC)を通じて、アフガニスタン、イラク、ヨルダンで、地雷の危

険回避教育や、地雷の被害者への義足提供支援を行っています。

また、小型武器対策に関して日本は、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な貯蔵管理などへの支援を行ってきています。加えて、輸出入管理

や取締り能力の強化、治安の向上などを旨して、関連する法制度の整備や、税関や警察などの法執行機関の能力を向上する支援、元兵士や元少年兵の武装・動員解除・社会復帰（DDR）支援等も実施してきています。



レバノンにて、2006年のイスラエル侵攻により残存する地雷を日本の支援により供与された機材で除去する様子（写真：サンドリン・ハシェム/在レバノン日本国大使館）

● 平和構築分野での人材育成

平和構築の現場で求められる活動やそれに従事する人材に求められる資質は、多様化し、複雑になってきています。日本は、現場で活躍できる日本やその他の地域の文民専門家を育成する「平和構築人材育成事業」を実施してきました（2007年度～2014年度）。この事業は、平和構築分野で今後キャリアを形成していく意思を持つ方を対象に、平和構築の現場で必要とされる実践的な知識および技術習得のための国内研修、平和構築の現場にある国際機関の現地事務所で実際の業務に当たる海外実務研修、ならびに修了生がキャリアを築くための支援（プライマリー・コース）を柱としてきました。2015年度以降は事業内容を拡大し、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、これまでの「プライマリー・コース」に加え、平和構築・開発分野に関する一定の実務経験を有する方のキャリアアップを支援する「ミッドキャリア・コース」、新たに国際機関でのキャリア構築を目指す実務家向けの「グローバルキャリア・コース」（2018年度より実施）および国際機関等でのポスト獲得やキャリアアップに必要なスキル・知識を提供するキャリア構築支援を実施しています。また、これらのコースの修了生の多くが、南スーダン、ヨルダンやイスラエルなどの平和構築・開発の現場で現在も活躍しています。

(2) 自然災害時の人道支援

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府、または国際機関の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。日本の人的援助としては、国際緊急援助隊の①(被災者の捜索・救助活動を行う) 救助チーム、②(医療活動を行う) 医療チーム、③(感染症対策を行う) 感染症対策チーム、④(災害の応急対策と復旧活動について専門的な助言・指導などを行う) 専門家チーム、⑤(大規模災害など、特に必要があると認められる場合に、医療活動や援助関連の物資や人員の輸送を行う) 自衛隊部隊の5つがあり、個別に、または組み合わせて派遣します。

また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。日本は海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、毛布などを備蓄しており、災害が発生したときには速やかに被災国に物資を供与できる体制にあります。日本は、2018年には、ジブチ、

グアテマラ、コンゴ民主共和国、インドネシアなどに対して緊急援助物資の供与を行いました。

さらに、日本は、海外における自然災害や紛争の被災者や避難民を救援することを目的として、被災国の政府や被災地で緊急援助を行う国際機関等に対し、援助活動のための緊急無償資金協力を行っています。その国際機関が実際に緊急援助活動を実施する際のパートナーとして、日本のNGOが活躍することも少なくありません。

日本のNGOもまた、ODA資金を活用して、政府の援助がなかなか届かない地域で、そのニーズに対応した様々な被災者支援を実施しています。NGO、経済界、政府による協力・連携の下、緊急人道支援活動を行う組織「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」は、自然災害や紛争によって発生した被災者および難民・避難民支援のために出動し、JPF加盟のNGO団体が支援活動を実施しています。2018年には、インドネシア・ロンボク島およびスラウェシ島での地震・津波被災者支援およびラオスやモンゴルでの水害被害者支援プログラムを実施しました。



2018年10月の日・ラオス首脳会談において、トシム・シーシリット・ラオス首相より、7月下旬に発生したダム決壊に伴う水害に対する日本政府からの緊急支援に感謝する旨が述べられた。（出典：首相官邸ホームページ）

また、自然災害の多い日本とASEANにとって、災害対応は共通の課題です。日本は、2011年に設立されたASEAN防災人道支援調整センター（AHA（アハ）センター）の能力強化を目的として、情報通信技術システムの支援や人材の派遣等を行うとともに、緊急備蓄物資の提供と物資の管理・輸送体制の構築支援を行っています。

(3) 安定・安全のための支援

グローバル化やハイテク機器の進歩と普及、人々の移動の拡大などに伴い、国際的な組織犯罪やテロ行為は、国際社会全体の脅威となっています。薬物や銃器

の不正な取引、**人身取引***、サイバー犯罪、**資金洗浄(マネーロンダリング)***などの国際的な組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化して、巧妙に行われています。また、戦闘地から帰還・移転した外国人テロ戦闘員(FTF: Foreign Terrorist Fighters)等を通じて、ISILの影響を受けた各地の関連組織等が、中東やアフリカのみならず、アジア地域においてもその活動を活発化しています。また、暴力的過激主義の思想に感化された個人によるホームグロウン・テロ(自国で成長した人が起こすテロ)の問題も深刻な脅威をもたらしています。さらに、アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾や西部のギニア湾および東南アジアにおける海賊・海上武装強盗問題も依然として懸念されます。

国境を越える国際組織犯罪、テロ行為や海賊行為に効果的に対処するには、1か国のみでの努力では限りがあるため、各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野における対処能力向上支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

■ 日本の取組

ア. 治安維持能力強化

日本は、国内治安維持の要となる警察機関の能力向上について、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転を中心とした支援をしています。

警察庁では、インドネシアなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行い、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察



グアテマラにて、「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト」(日本の技術協力によりブラジルに根づいた日本式コミュニティ警察普及のための三角協力プロジェクト)により、ブラジル人警察官による指導のもと、市民とのコミュニケーションを図る現地の警察官。(写真: JICA)

の在り方を伝えていきます。

イ. テロ対策

2018年も世界各地でテロが頻発しました。テロおよび暴力的過激主義の脅威が、中東・アフリカのみならずアジアにも拡大している現状において、G7伊勢志摩サミットで策定した「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の確実な実施は一層重要なものとなっており、日本は、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に対し、テロ対策能力向上のための支援をしています。

日本は、「中庸^{ちゆうよう}が最善」という考えの下、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東地域に構築するため、2016年から2018年の3年間で約2万人の人材育成を含む、総額約60億ドルの包括的支援の実施を表明しました。アフリカに対しては、2016年に日本が議長国を務めた国連安全保障理事会公開討論の場において、岸田外務大臣(当時)は、アフリカの平和と安全への日本の強いコミットメントを強調するとともに、アフリカのテロ対策のため、2016年から2018年までに3万人の人材育成を含む1.2億ドル(約140億円)の支援実施を表明しました。

また、アジアに対しては、2016年の日ASEAN首脳会議において、総合的なテロ対策支援として、①テロ対処能力向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、および③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発の分野において、3年間で450億円の規模の支援を実施するとともに、3年間で2,000人のテロ対策人材を育成することを発表しました。この2年間で、既に目標を大きく上回る800億円規模の支援、および2,653人のテロ対策人材の育成という成果を上げています。このほか日本は、各国政府や国際機関とも連携し、「テロに屈しない強靱なアジア」の実現に向け、世界トップレベルの日本製機材である生体認証(顔認証、指紋認証等)システムや爆発物・麻薬検知機材を導入するなど、日本の技術を活用した支援を着実に実施しています。

ウ. 国際組織犯罪対策

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて大規模かつ組織的に行われる国際組織犯罪の脅威が深刻化^{あんない}しています。国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧

の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、国際社会が一致して対処すべき問題です。このような国際組織犯罪に対処するために日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を防止するための法的枠組みである国際組織犯罪防止条約(UNTOC)の締約国として、同条約に基づく捜査共助等による国際協力を推進しているほか、主に次のような国際貢献を行っています。

●薬物取引対策

日本は国連の麻薬委員会などの国際会議に積極的に参加するとともに、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)に拠出し、薬物対策を支援しています。日本は、薬物問題がとりわけ深刻であるアフガニスタンおよび周辺地域での取締能力強化支援や、アジア地域を中心とした国境管理支援を行い、薬物の不正取引の防止に取り組んでいます。

そのほか、警察庁では、アジア・太平洋地域を中心とする諸国から薬物捜査担当幹部を招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、関係諸国の薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図っています。

●人身取引対策

日本は2014年に策定された人身取引対策行動計画2014に基づき、重大な人権侵害であり、極めて悪質な犯罪である**人身取引***の根絶のため、様々な支援を行っています。また、同行動計画を踏まえて、2014年以降の日本による人身取引対策に関する取組の年次報告を公表し、各省庁・関係機関及びNGO等との連携を強化しています。また、日本は、人身取引に関する包括的な国際約束である人身取引議定書の締約国でもあります。

日本で保護された外国人人身取引被害者に対して、日本は国際移住機関(IOM)への拠出を通じて、母国への安全な帰国支援、および帰国後再度被害に遭うことを防ぐための自立支援として、教育支援、職業訓練等の社会復帰のための援助を実施しています。また、日本は、JICAの技術協力やUNODCの法執行機関能力強化プロジェクトへの拠出を通じて、主に東南アジアの人身取引対策および被害者保護に向けた取組に貢献し、人の密輸・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア・太平洋地域の枠組みである「バ

リ・プロセス」への拠出・参加なども行っています。

●資金洗浄対策等

国際組織犯罪による犯罪収益は、さらなる組織犯罪やテロ活動の資金として流用されるリスクが高く、こうした不正資金の流れを絶つことも国際社会の重要な課題です。そのため、日本としても、1989年のアルシュ・サミット経済宣言に基づき設置された「金融活動作業部会(FATF)」等の政府間枠組みを通じて、国際的な**資金洗浄(マネーロンダリング)***対策、およびテロ資金供与対策に係る議論に積極的に参加しています。また、日本はUNODCを通じて、イランや東南アジア地域等におけるテロ資金供与対策に取り組んでいます。

エ. 海洋、宇宙空間、サイバー空間などの課題に関する能力強化

●海洋

日本は、海洋国家としてエネルギー資源や食料の多くを海上輸送に依存しており、海上の安全確保は日本にとって国家の存立・繁栄に直接結びつく課題として、さらには地域の経済発展のためにも極めて重要です。しかし、日本が大量の原油を輸入している中東から日本までのシーレーンや、ソマリア沖・アデン湾、スルー・セレバス海などの国際的にも重要なシーレーンにおいて海賊の脅威が存在しており、そうした地域の海賊対策の強化が急務となっています。

たとえば、アジアにおいて日本は、地域の海賊・海上武装強盗対策における地域協力促進のため、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の策定を主導しました。各締約国は、同協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター(ReCAAP-ISC)を通じ、海賊・海上武装強盗に関する情報共有および協力を実



2018年5月に東京でReCAAP全締約国(日本を含む20か国)およびインドネシア、マレーシアの海上法執行機関職員等を対象に行われた第2回海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修

施しており、日本は事務局長および事務局長補の派遣や財政支援により、ReCAAP-ISCの活動を支援しています。また、2017年からReCAAP-ISCと共催で、ASEAN諸国等の海上法執行機関の海賊対策に係る能力構築を目的とした訪日研修を実施してきており、2018年5月19日から25日まで東京において、第2回目となる研修を関係省庁と協力して実施しました。

さらに、海における「法の支配」の確立・促進のため、日本はODA等のツールを活用して、巡視船の供与、技術協力、人材育成等を通じ、ASEAN諸国の海上保安機関等の法執行能力の向上を途切れなく支援し、被援助国の海洋状況把握能力向上といった国際協力も推進しています。具体的には、日本はベトナム、フィリピンなどに対し、船舶や海上保安関連機材の供与を実施しているほか、インドネシア、マレーシアなども含めたシーレーン沿岸国への研修・専門家派遣等を通じた人材育成も進めています。

アフリカ東部のソマリア沖・アデン湾における海賊による脅威に対しては、日本は2009年から海賊対処行動を実施しています。また、日本はソマリアとその周辺国の地域協力枠組みであるジブチ行動指針の実施のために国際海事機関（IMO）が設立した信託基金に1,510万ドルを拠出し、この基金により、海賊対策のための情報共有センター、ジブチの地域訓練センターが設立され、同センターではソマリア周辺国の海上保安能力向上のための訓練プログラムが実施されています。このほか、日本はソマリアおよびその周辺国における海賊容疑者の訴追とその取締り能力向上支援のための国際信託基金^{注10}に対して累計450万ドルを拠出し、海賊の訴追・取締強化・再発防止に努める国際社会を支援しています。ほかにも、海上保安庁の協力の下で、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を招き、「海上犯罪取締研修」を実施しています。さらに、日本はソマリア海賊問題の根本的解決にソマリアの復興と安定が不可欠との認識の下、2007年以降、ソマリア国内の基礎的社会サービスの回復、治安維持能力の向上、国内産業の活性化のために約4億6,800万ドルの支援も実施しています。

また、シーレーン上で発生する船舶からの油の流出事故などは、航行する船舶の安全に影響を及ぼすおそ

れがあるだけでなく、海岸汚染により沿岸国の漁業や観光産業に致命的なダメージを与えるおそれもあり、こうした事態に対応する能力強化も重要です。このため、日本は、アジアと中東・アフリカを結ぶシーレーン上に位置するスリランカに対し、2018年度以降も引き続き、海上に排出された油の防除能力強化を支援する専門家（油防除対応能力向上アドバイザー）の派遣を継続することを決定しました。

そのほかにも、国際水路機関（IHO）では、日本の海上保安庁海洋情報部が運営に参画し、日本財団の助成の下、途上国の海図専門家を育成する研修を2009年から毎年英国で実施し、これまで39か国から65名の修了生を輩出しています。このIHOとユネスコ政府間海洋学委員会では、世界海底地形図を作成するGEBSCOプロジェクトを共同で実施し、日本の海上保安庁海洋情報部を含む各国専門家の協力により、世界海底地形図の改訂が進められています。また、日本財団の助成の下、GEBSCOに貢献できる人材育成研修を2004年から毎年米国ニューハンプシャー大学で実施し、これまで37か国から84名の修了生を輩出しています。

●宇宙空間

日本は、宇宙技術を活用した開発協力・能力構築支援の実施により、気候変動、防災、海洋・漁業資源管理、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献しています。また、宇宙開発利用に取り組む新興国・開発途上国に対する人材育成も積極的に支援してきました。特に、日本による国際宇宙ステーション「きぼう」実験棟を活用した実験環境の提供や小型衛星の放出は高く評価されており、「きぼう」からの超小型衛星放出の機会を提供する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と国連の連携プログラム（KiboCUBE）を通じて、ケニアの超小型衛星が放出されました。

このほか日本は、2016年に宇宙分野における途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効果的に支援を行うための基本方針を策定し、宇宙開発戦略本部に報告しました。日本はこうした方針に沿って積極的に支援を行っていきます。

注10 2012年12月より国連薬物・犯罪事務所（UNODC）から引き継いで、国連開発計画マルチパートナー信託基金事務所（UNDP-MPTF）が資金管理を行っている。

●サイバー空間

自由、公正かつ安全なサイバー空間は、地球規模でのコミュニケーションを可能とするグローバルな共通空間であり、国際社会の平和と安定の基礎となっていますが、近年、サイバー空間における脅威への対策が急務となっています。このため、世界各国の多様な主体が連携して対処していく必要があり、開発途上国をはじめ一部の国や地域における対処能力が不十分であることは、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。また、日本国民の海外への渡航や日本企業の海外への進出は、渡航先国・進出先国の管理・運営する社会インフラおよびサイバー空間に依存しています。こうしたことから、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、途上国に対する能力の構築のための支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本と世界全体にとっても利益となります。

総務省では、日本政府が拠出する「日ASEAN統合基金（JAIF）」を活用し、タイのバンコクに「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター」を設立し、ASEAN各国の政府機関や重要インフラ事業

者のサイバーセキュリティ担当者等を対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）等を提供することで、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力を推進しています。



2018年12月に開催された「サイバー・イニシアチブ東京2018」でスピーチする河野太郎外務大臣

また、警察庁では、2017年からベトナム公安省のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対処等に係る知識・技能の習得および日越治安当局の協力関係の強化を目的とする研修を実施しています。



用語解説

*人身取引

人を強制的に労働させたり、売春させたりすることなどの搾取の目的で、獲得し、輸送し、引き渡し、（さうたく） 威匿し、または収受する行為。

*資金洗浄（マネーロンダリング）

犯罪行為によって得た資金をあたかも合法的な資産であるかのように装ったり、資金を隠したりすること。

例）麻薬の密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠す行為。